

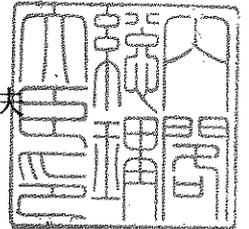


消食表第173号  
平成22年1月18日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫



食品健康影響評価について

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第2項の規定に基づき、別紙に掲げる食品について特定保健用食品に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の許可を行うこと。



(別紙)

商 品 名	申 請 者
ポリフェノール茶	アサヒ飲料株式会社
リプレS	株式会社マルハニチロ食品
トリグリティー ミドルケア粉末スティック	株式会社佐藤園

# 「ポリフェノール茶」に係る健康影響評価について

## 1. 経緯

「ポリフェノール茶」については、平成18年3月31日付けで、りんご由来プロシアニジンを含み成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされ、平成20年2月4日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものであるが、特定保健用食品の許可権限が消費者庁へ移管されたことに伴い、平成21年8月20日付けで評価依頼の取り下げを行ったものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会において、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会における審議結果をもって、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したものとみなすこととされたことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、改めて消費者庁から食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

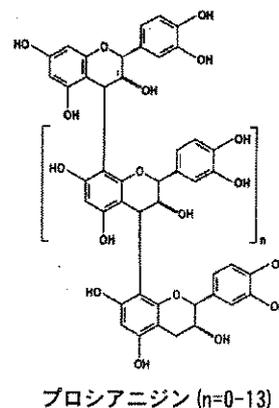
## 2. 評価依頼製品の概要

### (1) 製品

- ① 商品名：ポリフェノール茶
- ② 食品の種類：清涼飲料水
- ③ 関与成分：りんご由来プロシアニジン（プロシアニジンB<sub>2</sub>として110mg）
- ④ 特定の保健の用途：体脂肪が気になる人に適する

### (2) 関与成分

りんご由来プロシアニジンとは、リンゴに含まれるポリフェノールの主要成分であり、その構造はカテキン類の縮合重合体である。



### (3) 作用機序

*in vitro* における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、腸管内でのリパーゼ活性阻害による脂質の吸収阻害によるものであると考えられた。

### (4) 有効性

肥満指数（BMI）値が高めの健常成人92名を対象に、本品を12週間摂取した無作為化二重盲検プラセボ対照並行群間比較試験において、摂取前と比較し体重、BMI値、体脂肪値、CT検査値（全脂肪面積、内臓脂肪面積）が有意に低下し、プラセボ群との群間比較ではCT検査値（内臓脂肪面積）に有意な低下が認められた。

## 3. 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。

# 「リプレス」に係る食品健康影響評価について

## 1 経緯

「リプレス」については、平成20年4月24日付けで、サーモンペプチドを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会において、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会における審議結果をもって、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したものとみなすこととされたことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2 評価依頼製品の概要

### (1) 製品

- ① 商品名：リプレス
- ② 食品の種類：果汁入り飲料
- ③ 関与成分：サーモンペプチド（イソロイシルトリプトファンとして0.3mg）
- ④ 一日摂取目安量：1本（100ml）
- ⑤ 特定の保健の用途：血圧が高めの方に適する

### (2) 関与成分

サーモンペプチドとは、鮭肉をパパインで分解した得られたペプチドである。

### (3) 作用機序

*in vitro*における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、ACE阻害活性によるものであると考えられた。

### (4) 有効性

軽症高血圧者及び正常高値血圧者の成人男女120名を対象に本品を12週間摂取した無作為化二重盲検平行群間比較試験において、収縮期血圧及び拡張期血圧が初期値より有意に低下し、プラセボ摂取群との群間比較でも有意な低値を示した。

## 3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。

# 「トリグリティー」及び「ミドルケア粉末スティック」 に係る食品健康影響評価について

## 1 経緯

「トリグリティー」及び「ミドルケア粉末スティック」については、平成20年6月23日付けで、モノグルコシルヘスペリジンに関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会において、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会における審議結果をもって、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したものとみなすこととされたことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2 評価依頼製品の概要

### (1) 製品

- ① 商品名：「トリグリティー」、「ミドルケア粉末スティック」  
(商品名のみが異なる)
- ② 食品の種類：粉末飲料
- ③ 関与成分：モノグルコシルヘスペリジン（340mg）
- ④ 一日摂取目安量：1包（4g）
- ⑤ 特定の保健の用途：血中中性脂肪が高めの方に適する

### (2) 関与成分

モノグルコシルヘスペリジンとは、柑橘類に多く含まれるフラボノイド配糖体であるヘスペリジンの水溶性を高めたものである。

### (3) 作用機序

*in vitro*における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、膵リパーゼの活性阻害による脂質の消化吸收抑制、並びに、脂肪酸合成酵素（FAS）の発現の抑制及び脂肪酸 $\beta$ -酸化系の亢進によるものであると考えられた。

### (4) 有効性

血清トリグリセライドがやや高めの成人男女85名を対象に本品を12週間摂取した無作為化二重盲検平行群間比較試験において、血清トリグリセライドが初期値より有意に低下し、プラセボ摂取群との群間比較でも初期値からの変化量に有意差が認められた。

## 3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。